

令和 7 年度

智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書

智頭町農業委員会

本町の農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従事者の減少と高齢化の進行、後継者と担い手不足、遊休農地の拡大、有害鳥獣や近年の異常気象に伴う農林業に対する影響等、多くの課題が挙げられます。

また、国の動向に目を向けると、米をめぐる農業政策は、大規模化による効率化等へ大きく転換していくものと思われます。しかしながら中山間地域の農業は、このような政府の目指す施策への対応は難しく、今後一層、厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況下において、智頭町農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」のため、関係機関と緊密な連携を図り、優良農地の確保、耕作放棄地対策の強化、担い手の確保・育成についてこれまで以上に積極的に取り組んでいく所存であります。

つきましては、令和8年度の予算編成にあたり、農業委員会に関する法律第38条第1項の規定により、智頭町の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出いたします。

令和7年10月29日

智頭町

町 長 金 児 英 夫 様

智頭町議会

議 長 安 道 泰 治 様

智頭町農業委員会

会 長 前 川 義 憲

1 智頭町（山間地域）の実情を踏まえた農地保全・農業振興について

山間地域に位置する本町において、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金は、生産条件不利地域の営農や農地保全を行っていくための重要な制度となっている。

本交付金を活用することで、農業従事者の減少と遊休農地の増加が進む中にあっても、農地保全や農業振興に取り組んでいる集落がある一方で、住民の高齢化等により事務を負担することが難しくなり、交付金の活用を断念する集落もあることから、以下①の取り組みを進めていくこと。

① 本交付金の事務局機能一本化の実現に向けての具体的な取り組み

この事務局機能の一本化により、現在交付金を活用している集落の活動継続への支援はもちろん、未実施集落の取り込みによる保全対象農地の増加、活動組織の枠を超えた交付金配分による農業基盤の修繕等への重点支援、組織連携による活動のレベルアップが図られることなどが期待される。

2 営農組織の育成・農業後継者の確保について

農業従事者の現状を考えると、将来にわたって個人農家の努力のみで、農地の維持、農業経営の継続を期待することは困難であることから、以下①から④について検討すること。

① 将来農業から撤退する農家の受け皿となる法人化を支援

② 小規模ながらも頑張る個人農業者を支援

本年度協議・試行を開始した智頭町複業協同組合等の法人が、農業から撤退する農家の承継の受け皿となることを見据えた活動への支援を行うなど、個人・法人が両輪となって農地の維持、農業経営を継続していくための支援が必要である。

③ 農業機械の保有、貸出、譲渡についての意向把握

④ 農業基盤の現状把握、農地と担い手や農業機械の貸出等のマッチングを円滑に推進するための人材の配置と確保

価格高騰が続く農業用機械等の導入は、新規就農者や小規模農家にとって営農継続の大きな障壁となっているが、その支援の一つとして、全町を対象とした農業機械の所有状況や、貸出・譲渡の意向把握と賃借などのマッチングは有効な手段の1つだと思われる。